

応用分子化学科国際化学技術者コース編入生(転学部を含む)単位認定に関する取扱い

編入生(転学部を含む)が他の高等教育機関で修得した単位は、日本大学生産工学部で定められた「編入学における単位認定に関する申合せ（平成25年4月1日施行）」に従い、下記の通り単位認定の可否を判断する。

1. 認定基準

他の高等教育機関で実施されている JABEE 認定教育プログラムにおいて修得した科目の単位を認定の対象とする。

修得した科目と本教育プログラムの認定対象科目の達成目標およびシラバスの内容に整合性があること。

2. 認定方法

単位認定は、成績証明書と授業計画（シラバス）等、修得した科目の内容が確認できる資料及び授業時間等を考慮し行う。

3. 認定する単位の上限

(1) 3年次編入生

1-2年次設置科目のうち合計 80 単位以内

(2) 2年次編入生

1年次設置科目のうち合計 50 単位以内

4. 成績評価

成績評価は認定とし、成績表示は「N」とする

応用分子化学科国際化学技術者コース転科生単位認定に関する取扱い

転科生が他学科で修得した単位は、日本大学生産工学部で定められた「転科に伴う授業科目の履修並びに修得単位等に関する取扱い（平成 24 年 11 月 15 日教授会承認）」に従い、単位認定を行う。ただし、認定基準および認定方法については「応用分子化学科国際化学技術者コース編入生(転学部を含む)単位認定に関する取扱い」に準ずることとする。

応用分子化学科国際化学技術者コース単位互換（他学部）に関する取扱い

1. 国際化学技術者コースの学生が、他学部の **JABEE** 認定教育プログラムにおいて修得した科目の単位については、「日本大学相互履修に関する規則（平成 11 年 4 月 1 日施行）」に基づき、単位互換の対象とする。ただし、認定基準および認定方法については「応用分子化学科国際化学技術者コース編入生(転学部を含む)単位認定に関する取扱い」に準ずることとする。
2. 本学国際化学技術者コースの科目について、他学部の **JABEE** 認定教育プログラムの学生が履修した場合には、同実施要領に基づいて単位互換の対象とする。

応用分子化学科国際化学技術者コース単位互換（東邦大学）に関する取扱い

1. 国際化学技術者コースの学生が、東邦大学理学部 **JABEE** 認定教育プログラムにおいて修得した科目の単位については、「日本大学生産工学部と東邦大学理学部との間における単位互換に関する実施要領（平成 22 年 4 月 1 日施行）」に基づき、単位互換の対象とする。ただし、認定基準および認定方法については「応用分子化学科国際化学技術者コース編入生(転学部を含む)単位認定に関する取扱い」に準ずることとする。
2. 本学国際化学技術者コースの科目について、東邦大学理学部 **JABEE** 認定教育プログラムの学生が履修した場合には、同実施要領に基づいて単位互換の対象とする。

応用分子化学科国際化学技術者コース学生の入学前の既修得単位数の取扱い

国際化学技術者コースの学生が、生産工学部に入学する前に大学または短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（以下既修得単位という）の取扱いについては、「入学前の既修得単位数の取扱いに関する要項（平成26年4月1日施行）」に基づき、単位認定を行う。ただし、認定基準および認定方法については「応用分子化学科国際化学技術者コース編入生(転学部を含む)単位認定に関する取扱い」に準ずることとする。